

## 令和2年度喀痰吸引等研修（第1号・第2号） カリキュラム

### （1）基本研修：8日間（50時間）

	期日	時間	内容	講師	会場
1	7月27日（月）	9:30～12:15 12:15～13:15（休憩） 13:15～16:15	オリエンテーション ①個人の尊厳と自立 ②医療の倫理 ③利用者や家族の気持ちの理解 ④保健医療に関する制度 ⑤医行為に関する法律 ⑥チーム医療と看護職員との連携 ⑦たんの吸引や経管栄養の安全な実施	ナースingホームもも 管理者・看護師 福本 美津子 氏	三重県社会福祉会館 講堂又は研修室2
2	7月29日（水）	9:30～12:00 12:00～13:00（休憩） 13:00～16:00	①感染予防 ②職員の感染予防 ③療養環境の清潔と消毒法 ④滅菌と消毒 ⑤身体・精神の健康 ⑥健康状態を知る項目（バイタルサインなど） ⑦急変状態について	看護師 三宅 君子 氏	三重県社会福祉会館 講堂又は研修室2
3	8月7日（金）	9:15～11:45 11:45～12:45（休憩） 12:45～16:45	①呼吸のしくみとはたらき ②いつもと違う呼吸状態 ③喀痰吸引とは ④人工呼吸器と吸引 ⑤子どもの吸引について	看護師 市井 淑子 氏	三重県総合文化センター視聴覚室又は三重県社会福祉会館研修室2
4	8月12日（水）	9:15～11:45 11:45～12:45（休憩） 12:45～16:45	①吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 ②呼吸器系の感染と予防 ③喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認 ④急変・事故発生時の対応と事前対策 ⑤救急蘇生	三重病院教育研修係長 沢口 夏季 氏  救急蘇生：日本赤十字社 看護師	三重県社会福祉会館 講堂
5	8月19日（水）	9:15～11:30 11:30～12:30（休憩） 12:30～16:15	①たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 ②吸引の技術と留意点。	看護師 三宅 君子 氏  午後より 看護師 松下 容子 氏	三重県社会福祉会館 大会議室
6	8月24日（月）	9:15～12:15 12:15～13:15（休憩） 13:15～16:45	①たんの吸引に伴うケア ②報告及び記録 ③消化器系のしくみとはたらき ④消化・吸収とよくある消化器の症状 ⑤経管栄養とは ⑥注入する内容に関する知識	社会福祉法人富田浜福祉会 四日市市北地域包括支援センター 看護師 青木 悦美 氏	三重県社会福祉会館 講堂又は研修室2
7	8月29日（土）	9:15～12:15 12:15～13:15（休憩） 13:15～16:45	①経管栄養実施上の留意点 ②子どもの経管栄養について ③経管栄養に関する感染と予防 ④経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 ⑤経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 ⑥急変・事故発生時の対応と事前対策 ⑦経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	看護師 松尾 幸代 氏	三重県教育文化会館第5会議室 又は三重県社会福祉会館研修室2
8	9月4日（金）	9:15～12:15 12:15～13:00（休憩） 13:00～17:00	①経管栄養の技術と留意点 ②経管栄養に必要なケア ③報告及び記録	社会福祉法人富田浜福祉会 理事長・看護師 鈴木 廣子 氏	三重県教育文化会館第5会議室 又は三重県社会福祉会館研修室2

### （2）筆記試験

期日	日程	内容	担当	会場
9月24日（木）	10:00～11:00	講義の知識修得状況を確認するための試験	/	三重県社会福祉会館 3階 講堂
10月5日（月）	10:00～11:00	試験で習得状況が基準に満たなかった者への再試験。		三重県社会福祉会館 研修室3

### （3）演習：1日（4日程のうち、1日受講）

期日	時間	内容	講師	会場
A 10月7日（水）	9:30～16:30	①たんの吸引 （口腔内吸引5回以上、鼻腔内吸引5回以上、気管カニューレ内部5回以上） ② 経管栄養（胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上）	調整中	三重県社会福祉会館 3階 講堂
B 10月8日（木）		※A・Bコースのいずれも同じ内容で実施する		

### （4）実地研修

期間	内容	担当	会場
演習合格後～令和3年2月の間	①口腔内の喀痰吸引10回以上 ②鼻腔内の喀痰吸引20回以上 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引20回以上 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養20回以上 ⑤経鼻経管栄養20回以上 を実施する。  ※第2号研修は、5つの喀痰吸引等の行為のうち、該当となる行為について実施する。	受講施設の指導看護師	受講生の事業所、施設等

## 実地研修に関する注意事項

1. 実地研修は、基本研修の講義部分についての知識が習得されているか筆記試験により確認された者であって、演習において評価基準を満たした介護職員等に対して、医師、指導看護師等の指導の下、介護職員等に所定（上記表の実地研修欄の内容）の実習を実施していただきます。
2. 実地研修の具体的方法は、実地研修実施要領に従っていただきます。
3. 実地研修は、以下の要件を満たす特別養護老人ホーム、介護保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等、訪問介護事業者（在宅）で行っていただきます。ただし、前述の施設・事業所が望ましいものの、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことができます。
  - ア 利用者本人とその家族が実地研修の実施に協力ができ、書面による同意が得られること。
  - イ 医療、介護等の関係者による連携体制があり、医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があり、たん吸引等が必要な利用者ごとに個別具体的な計画が整備されていること。
  - ウ 実地研修を受ける介護職員を受け入れる際、実地研修の場において介護職員を指導する看護師（以下「指導看護師」という。）について、介護職員数名につき、1人以上の配置が可能であること。（訪問介護事業所にあつては、訪問看護事業所と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員数名につき、1人以上の確保が可能である場合を含む）
  - エ 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。  
※ 医療的ケア教員養成講習の修了も可。
  - オ 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
  - カ たん吸引及び経管栄養の対象となる利用者が適当数入所又は利用していること。
  - キ 施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。